

○中野市立小学校及び中学校の教育施設使用条例

平成17年4月1日条例第177号

改正

平成18年12月21日条例第51号

中野市立小学校及び中学校の教育施設使用条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定により、中野市立小学校及び中学校の教育施設（以下「学校施設」という。）を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可)

第2条 学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ当該施設の管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項に規定する許可をするとき条件を付することができる。

(使用料)

第3条 前条の規定により許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 市、市教育委員会及び当該施設の長の主催又は共催の場合は、使用料を徴収しない。

3 市長が特に認めたときは、使用料を減免することができる。

4 前納した使用料は、管理者の都合により施設設備品の使用を断った場合を除くほか、返還しない。

(許可の取消し)

第4条 使用許可後、その使用目的を変更し、転貸し、又は第2条第2項に規定する許可条件を履行しないときは、管理者は、使用を停止又は許可を取り消すことがある。ただし、この場合は、既納の使用料は返還しない。

2 前項により生じた使用者の損害は、賠償しない。

(賠償)

第5条 使用中、施設及び備品を損傷し、又は汚損し、若しくは紛失あるいは滅失したときは、使用者はこれを賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、市長が定める。

(注意及び返還)

第6条 使用者は、使用中火気の取扱いについては充分注意するとともに、使用を終わったときは清掃をなし、備品、器具等は復旧のうえ管理者に返還しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中野市立小学校及び中学校の教育施設使用料条例（昭和34年中野市条例第7号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月21日条例第51号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の中野市立小学校及び中学校の教育施設使用条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

学校施設使用料

使用区分 種別	入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合（1日につき）				入場料又はこれに類する料金を徴収する場合（1時間につき）		学校開放事業で使用する照明施設使用料（1時間につき）
	3時間以内	3時間を超える5時間以内	5時間を超える7時間以内	7時間を超える場合	照明施設を使用しない場合	照明施設を使用する場合	
体育館	円 400	円 600	円 800	円 1,000	円 1,000	円 1,500	円 200
教室又は会議室1室につき	円 200	円 300	円 400	円 500			
運動場1面につき	円 400	円 500	円 600	円 700			

備考

- 1 教室又は会議室使用に際して暖房器具を使用する場合は、当該区分に定める使用料に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 市外に住所を有する者又は当該者が100分の50以上を占める団体が使用する場合は、当該区分に定める使用料に100分の300を乗じて得た額とする。
- 3 1時間未満の端数が生じたときは、端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。